

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成30年1月23日（火）

10：03～10：13

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

野田聖子 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

上川陽子 国務大臣（法務大臣）

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

林芳正 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）

齋藤健 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

中川雅治 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

吉野正芳 国務大臣（復興大臣）

小此木八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

江崎鐵磨 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

松山政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

梶山弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 1件

○国会提出案件 1件

○政令 7件

○人事 1件

○配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

○野上内閣官房副長官：国会提出案件について、申し上げます。「国民生活安定緊急措置法施行状況報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、生活必需物資等の価格及び需給の調整等に関する緊急措置について、平成29年7月1日から12月31日までの間において、講じた措置はないことを、国会に報告するものであります。

次に、政令7件について、御決定をお願いいたします。まず、「青少年インターネット環境整備法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年2月1日と定めるものであり、「青少年インターネット環境整備法施行令の一部を改正する政令」は、同改正法の施行に伴い、携帯電話インターネット接続役務の定義の改正等を行うものであります。

次に、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」は、危険物の貯蔵所の設置許可の申請に対する審査手数料の標準額を改定する等の改正を行うものであります。

次に、「地方税法施行令の一部を改正する政令」は、兵庫県明石市について、本年1月1日現在の人口が30万以上となったことから、事業所税の課税団体として指定するものであります。

次に、「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」は、自動車の新規登録等に要する実費を勘案して、手数料の額を改定するものであります。

次に、「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令の一部を改正する政令」は、独立行政法人自動車技術総合機構への職員の引継ぎに関する事項等を定めるものであります。

次に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、譲渡し等を禁止する国内希少野生動植物種に、タカネキマダラセセリ赤石山脈亜種等49種の動植物を追加する等の改正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。前田宏外140名の叙位、叙勲又は紺綬褒章の授与について、御決定をお願いいたします。なお、元トヨタ自動車（株）社長豊田達郎を従三位に叙するものがあります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をインドとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「上下水道整備計画」に、450億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、明日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、総務大臣から御発言がございます。

○野田国務大臣：本日、「公的住宅の供給等に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を、国土交通大臣及び厚生労働大臣に対して行います。

本勧告においては、高齢者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる環境の充実

を図るため、①保証人の確保が困難な公営住宅の入居希望者の円滑な入居のための対応、②住宅部局と福祉部局との居住支援に関するニーズの共有とこれを踏まえた支援の実施などを求めています。

国土交通大臣及び厚生労働大臣におかれましては、今回の勧告の趣旨を御理解いただき、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

○菅国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、法務大臣。

○上川国務大臣：オウム真理教について、1月22日、公安審査委員会は、当該団体に対する観察処分の期間を更新する旨の決定を行いました。同決定により、当該団体は、今後3年間、引き続き、公安調査庁長官の観察に付されることとなります。公安調査庁においては、警察当局の協力を得ながら、観察処分を適正かつ厳格に実施し、これにより、当該団体の活動実態の把握に努めるとともに、調査結果を関係地方公共団体に提供するなどして、公共の安全を確保し、国民の皆様方の不安感の解消・緩和に寄与してまいりたいと考えております。今後とも、関係機関の御協力・御支援をお願い致します。

○菅国務大臣：次に、国家公安委員会委員長。

○小此木国務大臣：法務大臣の御発言のとおり、昨日、公安審査委員会においてオウム真理教に対する観察処分の期間を更新する旨決定されました。

警察においても、この決定を受け、引き続き、公安調査庁を始めとする関係機関と緊密に連携して、オウム真理教の実態解明に努めるとともに、違法行為の厳正な取締りと必要な警戒警備の実施等の諸対策を推進し、国民の生活の平穏と公共の安全の確保に努める所存です。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成30年
1月23日〕（火）

◎国会提出案件

- 資料あり ☆ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書（平成29年7月1日から同年12月31日まで）について（決定）（消費者庁）

◎政令

- 資料あり ○ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）
（内閣府本府・総務・経済産業省）
- 〃 ○ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（決定）（総務省）
- 〃 ○ 地方税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（総務・財務省）
- 〃 ○ 道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（決定）（国土交通・財務省）
- 〃 ○ 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（環境・農林水産省）

◎人事

- 資料あり ○ 元検事総長前田 宏外 140名の叙位，叙勲又は紺綬褒章授与について（決定）

◎配 布

☆月例経済報告

(内閣府本府)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔平成30年〕
〔1月23日〕（火）

◎一般案件

資料あり ○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換について（決定）（外務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕